

副本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和7年2月3日

準備書面(36)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

江口 正



同

池田 秀



同

長原 悟



同

八木 宏



同

川島 慶



目 次

第 1 はじめに	3
第 2 本件原子力発電所に係る原子力災害対策について	3
1 原子力災害対策に係る法令の概要	3
2 志賀地域における避難計画の策定及び緊急時対応の取りまとめ に係る状況	6
3 被告の取組み	7
第 3 原告ら第 5 8 準備書面について	8
1 「第 1 章第 1 ないし第 3」について（原子力災害対策に係る裁判 例等）	9
2 「第 1 章第 4 及び第 5」について（本件原子力発電所周辺自治体 の原子力災害対策）	13
3 「第 2 章第 1 及び第 2」について（令和 6 年能登半島地震の概要 及び建物の被害等）	15
4 「第 2 章第 3」について（モニタリングポスト等）	16
5 「第 2 章第 4 及び第 5」について（道路の被害等）	18
6 小括	19
第 4 結語	19

被告は、本準備書面において、令和6年5月9日付け原告ら第58準備書面に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1 はじめに

本件訴訟は、人格権に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟であるところ、本件原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるような重大事故が発生する具体的危険性が立証されていない以上、重大事故が発生した場合に影響を低減するための避難計画に係る主張のみでは差止めの理由とはならないことは、平成27年2月26日付け準備書面(14)82頁や令和6年10月17日付け準備書面(35)22頁で主張したとおりである。

これに対し、原告らは、第58準備書面において、避難計画に実効性のないことが原告らの人格権を侵害し本件原子力発電所の差止めを根拠付けるべきものであると再度主張する。

この点、避難計画の実効性の有無によって重大事故が発生するか否かが左右されるものではないから、原告らの主張は理由がないことは明らかであるが、以下、念のため、本件原子力発電所に係る原子力災害対策についてあらためて述べた上で（後記第2）、原告ら第58準備書面に必要と認める範囲で反論する（後記第3）。

第2 本件原子力発電所に係る原子力災害対策について

1 原子力災害対策に係る法令の概要

我が国の法体系において、避難計画等の原子力災害対策に関する事項は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において規定されており、原子炉等規制

法、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）等と相まって、国、地方公共団体及び原子力事業者等が相互に連携、協力して取り組むこととされている（原災法6条）。

(1) 国に関する規定について

国は、中央防災会議において、防災基本計画を作成するとともに（災対法34条）、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）を策定し、原子力災害対策に関する専門的、技術的事項を定めている（原災法6条の2。乙B182、乙B183）。

防災基本計画においては、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念と」する（乙B182の2頁）とされており、原災指針においても、上記「減災」の考え方に基づき、「本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとすることにある。」（乙B183の1頁）とされている。

また、防災基本計画においては、「絶えず災害対策の改善を図ることとする。」（乙B182の2頁）とされており、原災指針においても、上記継続的改善の考え方に基づき、「防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。」（乙B183の35頁）とされている。

さらに、国は、地方公共団体及び原子力事業者等と合同で原子

力総合防災訓練を実施しているところ（原災法13条、災対法48条1項），防災基本計画においては、上記継続的改善の考え方に基づき、「国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。」（乙B182の275頁）とされており、原災指針においても、「訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。」（乙B183の22頁）とされている。

(2) 地方公共団体に関する規定について

原子力発電所から概ね半径30キロメートル圏内の地方公共団体は、防災基本計画及び原災指針を踏まえ、各地方公共団体の防災会議において原子力災害の予防、応急対策等に関する内容を記載した地域防災計画（原子力災害対策編）を作成するとともに、避難方法や避難経路等を記載した避難計画を策定した上で（原災法28条1項、災対法40条、42条），原子力防災訓練を実施している（災対法48条1項）。

この点、国は、地方公共団体による地域防災計画及び避難計画の策定や、その具体化、充実化、原子力防災訓練の実施に対し支援を行っている（乙B169の74ないし77頁、乙B184）。

さらに、国が原子力発電所の所在する全国13の地域に設置した地域原子力防災協議会において、各地方公共団体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめた緊急時対応が取りまとめられ、原子力防災会議（内閣総理大臣を議長とし、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される。）において、避難計画を含む緊急時対応が原災指針等に照らして具体的

かつ合理的なものとなっているかを確認することとされており、令和5年度末時点で9地域において緊急時対応の取りまとめがなされている（乙B184、乙B185の129頁）。

志賀地域（本件原子力発電所から概ね半径30キロメートル圏内の地方公共団体）における取組みについては後記2で述べる。

（3）原子力事業者に関する規定について

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画の作成（原災法7条1項）、原子力防災組織の設置（同法8条1項）、原子力防災管理者の選任（同法9条1項）、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備（同法11条1項、2項）等を行うとともに、原子力事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に報告することとされている（同法13条の2、28条1項、災対法48条1項）。

原子力事業者たる被告の取組みについては後記3で述べる。

2 志賀地域における避難計画の策定及び緊急時対応の取りまとめに係る状況

志賀地域の地方公共団体である石川県及び富山県並びに5市4町（石川県志賀町、同七尾市、同輪島市、同羽咋市、同かほく市、同中能登町、同宝達志水町、同穴水町及び富山県氷見市）において地域防災計画（原子力災害対策編）及び避難計画が策定されている（乙B185の127頁。なお、かほく市は地域防災計画において避難に関する事項を定めている。）。

また、上記避難計画を含む緊急時対応の取りまとめに向けて、志賀地域原子力防災協議会の下に設置された、志賀地域原子力防災協議会作業部会が、平成27年以降、概ね年1回開催され、内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁、海上保安庁、自衛隊、石川県、富山県、両県警察本部及び各消防本部等が参加し、必要に応じて上

記5市4町と被告がオブザーバー出席している（乙A207）。

令和6年4月12日に開催された第9回作業部会では、令和6年能登半島地震の知見を踏まえ、「令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査」（乙A208）が了承された。

今後、同部会における作業を踏まえ、志賀地域原子力防災協議会において、志賀地域の緊急時対応が取りまとめられ、原子力防災会議において、志賀地域の地方公共団体における避難計画を含む緊急時対応が原災指針等に照らして具体的かつ合理的なものとなっているかが確認されることとなっており、岸田文雄・内閣総理大臣（当時）は、令和6年2月2日、参議院本会議において、令和6年能登半島地震の被災状況を検証しつつ志賀地域の緊急時対応の取りまとめを行う旨説明している（乙A199の18頁）。

3 被告の取組み

原子力事業者である被告は、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成しており（原災法7条1項），関係法令の改正等を踏まえ、逐次、同計画を修正している。例えば、令和6年7月1日、石川県、志賀町及び富山県と協議の上、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に同計画の修正を届け出ている（乙A209）。

また、被告は、原子力防災組織の設置（原災法8条1項）、原子力防災管理者の選任（同法9条1項）、放射線測定設備その他の必要な資機材の整備（同法11条1項、2項）等を行っており、さらに、原子力関係閣僚会議で決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」において事業者の責務と具体的対応が示されたこと等を踏まえ、原子力災害対策の一層の充実を図っている（乙A210）。

そして、被告は、本件原子力発電所において防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告するとともに（原災法13条の

2第1項。乙A211), 国や石川県等が実施する原子力防災訓練に参加し、緊急時通信連絡や避難車両の放射線量測定の実施等、国や石川県等との役割分担や連携を確認し、原子力災害対策の強化に取り組んでいる(乙A63, 乙A64, 乙A212ないし216)。

なお、被告は、前記2で述べたとおり、志賀地域原子力防災協議会作業部会に、関係市町とともにオブザーバー出席し、志賀地域の対応について確認している。

以上のとおり、被告は、国及び石川県等と相互に連携、協力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、今後も、令和6年能登半島地震の知見も踏まえつつ対応することとしている。

第3 原告ら第58準備書面について

原告らは、「避難計画について（略）実効性のあるものではないこと（略）が人格権を侵害し本件発電所の差止めを根拠付けるべきものである」と主張するが（原告ら第58準備書面5頁），前記第1で述べたとおり、そもそも、本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的危険性が立証されていない以上、避難計画に係る主張のみでは差止めの理由とはならない。

また、原告らは、令和6年能登半島地震の状況について縷々述べるが（原告ら第58準備書面23頁以下），準備書面(35)22頁で述べたとおり、そもそも、同地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していない上、前記第2でも述べたとおり、本件原子力発電所周辺の災害対策等については、防災基本計画や原災指針における「減災」及び継続的改善の考え方に基づき、同地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直しが予定されているところである。

以下、原告ら第58準備書面に対し必要と認める範囲で反論する。

1 「第1章第1ないし第3」について（原子力災害対策に係る裁判例等）

(1) 原告らの主張

原告らは、①国際原子力機関（IAEA）における深層防護の考え方、②原子力災害対策に係る裁判例及び③環境法等の研究者の見解をそれぞれ挙げて、重大事故発生の有無とは別に、避難計画の存否及びその実効性の有無が周辺住民の生命、身体に対する具体的危険性の判断基準になるべきであると主張する（原告ら第58準備書面5ないし15頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、IAEAにおける深層防護の考え方を挙げて繰々主張するが（原告ら第58準備書面5ないし7頁），そもそも、当該考え方は、あくまで予防的な観点から防護を確実なものとするため、各防護レベルで独立の有効性を図るというものであって、第5層（放射性物質の影響緩和）の防護レベルに相当する避難計画に係る主張のみで、ただちに原告らの人格権が侵害される具体的な危険があることを示すものではない。

この点、我が国においては、第1層（異常発生防止）から第4層（重大事故の影響緩和）の防護レベルについては、原子炉等規制法に基づく新規制基準の対象とされ、第5層の防護レベルについては、災対法及び原災法の対象とされているところであり、IAEAの考え方を踏まえた法体系が整備されている（乙B169の67ないし73頁）。

また、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（乙D6

2。判例時報2334号4頁，確定）においても、「新規制基準が，深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし，第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象となかったことが不合理であるとはいえない。また，このような新規制基準の内容が，確立された国際的基準や原子炉等規制法の要求を満足させていない違法な基準であるとはいえない。」と判示されているところである（乙D62の339頁）。

イ ②について

原告らは，水戸地方裁判所令和3年3月18日判決・判例時報2524・2525号40頁を挙げるが（原告ら第58準備書面7ないし11頁），同判決よりも近時の裁判例において，避難計画に係る主張のみでは差止めの理由とはならない旨判示されていることは下記のとおりである（(ア)の大坂高等裁判所令和6年決定及び(イ)の広島高等裁判所松江支部決定については，準備書面(35)23，24頁でも述べたとおりである。）。

また，原告らは，大津地方裁判所平成26年11月27日決定（甲D2）及び同裁判所平成28年3月9日決定（甲D5。判例時報2290号75頁）を挙げるが（原告ら第58準備書面11ないし13頁。両決定の裁判長は同一人物である。），前者は結論として申立てを却下しており，また，後者は抗告審において取り消されており（前掲大阪高等裁判所平成29年決定），いずれも原告らの主張の根拠とはならない。

(ア) 大阪高等裁判所令和6年3月15日決定（乙D60：裁判所ウェブサイト。確定）

「抗告入らの申立てが認められるためには（略）本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばく

により、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。ところが、原審及び当審における抗告人らの主張を踏まえ検討しても、上記判断のとおり、本件において、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険があることについて疎明があるとはいひ難いから、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、抗告人らの主張は採用できない。」（乙D60の22頁）

(イ) 広島高等裁判所松江支部令和6年5月15日決定（乙D61：裁判所ウェブサイト。確定）

「債権者らが主張する人格権侵害の危険は、本件原子炉において異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生した場合に、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険があるというものであるから、上記事故が発生する具体的危険性があることがその前提となっているというべきである。しかるに、これまで検討してきたところに照らすと、上記事故が発生する具体的危険性について疎明があったということはできない。」（乙D61の102頁）

(ウ) 仙台高等裁判所令和6年11月27日判決（乙D63：裁判所ウェブサイト。確定）

「第5のレベルの防護に要求される防護の効果があげられないというためには、その判断をする前提として想定される放射性物質又は放射線の異常な放出の具体的態様を特定

し、その態様に応じて、どのような内容の地域防災策が要求されるかを明らかにした上で、それが実現されない危険性を主張立証する必要がある」（乙D63の22，23頁）

ウ ③について

原告らは、櫻井敬子・学習院大学教授及び大塚直・早稲田大学教授の論稿を引用するが（原告ら第58準備書面13ないし15頁），以下のとおり，いずれも避難計画のみを理由に差止めを認めることの根拠とはならない。

まず，櫻井教授の論稿は，「原子力法制にそもそも問題がある」，「深層防護第5層の問題をどのように原子力規制に取り込むかが真剣に検討されなければなら」ない（甲B409の74，76頁）といった立法論を述べるものに過ぎない。

また，大塚教授の論稿は，名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414号71頁，確定）について，「本判決の記述は，避難計画の意義を極めて軽視するものであり，到底容認できない。」（甲B410の80頁）と批判するが，その後の裁判例においても，上記判決と同様の判断がなされていることは，前記イで述べたとおりである。

なお，同論稿は，「最新の科学的専門技術的見地からの対策をとってもなお事故の恐れがなくなったわけではないのである（原子力規制委員会前委員長田中俊一氏発言）」（甲B410の80頁）とするが，平成26年7月16日の記者会見において，田中氏は，「基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げません」（乙B42の4頁）とする一方，その趣旨については，「安全というとゼロリスクと誤解されるので、そういうことを申し上げています」（同20頁）として，

ゼロリスクはあり得ないということを述べたに過ぎず、具体的に「事故の恐れ」があるとは述べていない。

2 「第1章第4及び第5」について（本件原子力発電所周辺自治体の原子力災害対策）

(1) 原告らの主張

原告らは、①本件原子力発電施設周辺自治体の避難計画は実効性がなく、②大規模災害時の想定も不十分であるとして、「実現可能な避難計画が策定」されているとは到底いえないと主張する（原告ら第58準備書面15ないし22頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、本件原子力発電施設周辺自治体の避難計画は実効性がないと主張するが（原告ら第58準備書面15ないし17頁）、志賀地域の各地方公共団体における避難計画においては、防災基本計画や原災指針を踏まえ、屋内退避、段階的避難等の対策が定められている。

例えば、石川県地域防災計画では、「関係市町は、住民等の屋内退避及び避難等の防護対策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、本計画及び『石川県避難計画要綱』に基づき、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成する。」とされており、関係市町の避難計画において、発電所からの距離別人口や世帯数等を踏まえ、屋内退避及び避難が具体化されることとなっている（乙B186の42頁）。

また、石川県避難計画要綱においては、地震等による道路の被災も考慮した上で、町会及び集落単位での避難先の割り当てに加えて、具体的に複数の基本的な避難ルートが定められて

いる（甲A130の14頁）。

その上で、石川県は、令和6年4月19日に開催された第1回石川県防災会議震災対策部会や、同年10月28日に開催された第1回令和6年能登半島地震対策検証委員会において、同地震を踏まえた被害想定等の見直しを行い、同県防災計画に反映させるとしている（乙B187、乙B188）。

さらに、令和6年12月、富山県は、「令和6年能登半島地震災害対応検証報告書」を取りまとめ、津波警報発表時の適切な避難の在り方等の14の項目について、今後、同県防災計画に反映させるとしている（乙B189）。

この点、令和6年11月24日に開催された石川県や富山県の原子力防災訓練では、自宅全壊の場合を含めた一時集合場所への屋内退避訓練、放射線防護施設が損壊した場合に備えた原子力防災避難用エアテントの設営及び道路の寸断による集落孤立を想定した自衛隊ヘリコプターによる空路避難が行われるなど、令和6年能登半島地震の知見を踏まえた訓練が実施されている（乙A212、乙A214）。

以上のとおり、地域防災計画をはじめとする災害対策については、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえ、志賀地域の各地方公共団体において更なる見直し（継続的改善）が予定されているところである。

イ ②について

原告らは、原子力災害時に屋内退避をしようにも建物が倒壊している可能性があるなど、大規模災害時の想定は不十分と主張するが（原告ら第58準備書面17ないし22頁），かかる主張は、防災基本計画の基本理念である「減災」の考え方を

理解しないものであって、理由がない。

すなわち、防災基本計画においては、「複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。」（乙B182の293頁）とされており、山中伸介・原子力規制委員会委員長も、令和6年4月18日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「原災指針の基本的な考え方は、家屋の倒壊や道路の寸断が発生した状況においては、自然災害からの避難を優先した上で屋内退避を行うという複合災害時の基本的な対応に沿ったものであり、能登半島地震における家屋倒壊や道路寸断の状況は原災指針の想定の中に含まれていると言えます。」

（乙B190の3頁）と述べている。

3 「第2章第1及び第2」について（令和6年能登半島地震の概要及び建物の被害等）

(1) 原告らの主張

原告らは、令和6年能登半島地震の概要を述べた上で、同地震により多くの建物が倒壊、損傷するなどし、屋内退避が不可能な事態が発生したことなどから、避難計画の欠落は明らかであると主張する（原告ら第58準備書面23ないし36頁）。

(2) 被告の反論

そもそも、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していない。

また、内閣府によれば、石川県内の放射線防護施設20施設のうち、「放射線防護施設としての活用が不可の施設は3施設、ま

た、活用ができない可能性がある施設が 3 施設」 あったものの、残りの施設は概ね機能を維持していることが確認されていること等を踏まえ、志賀地域原子力防災協議会作業部会において、「現時点での P A Z 内における避難により健康リスクが高まる者の把握」 及び「上記を踏まえた放射線防護施設の整備方針」 について検討するとされるとともに（乙 A 2 0 8 の 1 0 頁），国において、前記第 3 の 2 (2) で述べた、原子力防災避難用エアテントを、全国の原子力発電所周辺の地方公共団体に配備するとされている（乙 A 2 1 7）。

以上のとおり、放射線防護施設の整備等については、令和 6 年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されているところである。

4 「第 2 章第 3」 について（モニタリングポスト等）

(1) 原告らの主張

原告らは、令和 6 年能登半島地震では、①モニタリングポストの欠測や②通信回線の寸断により、避難の前提となる情報が喪失したと主張する（原告ら第 5 8 準備書面 3 6 ないし 3 9 頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、モニタリングポストについて主張するが（原告ら第 5 8 準備書面 3 6 ないし 3 8 頁），令和 6 年能登半島地震に際し、被告が本件原子力発電所敷地内に設置するモニタリングポスト 7 局は地震発生前後を通じて正常に測定しており、外部への放射能の影響もない（乙 A 1 9 3）。

また、本件原子力発電所周辺において地方公共団体が設置するモニタリングポスト 1 1 6 局のうち、本件原子力発電所か

ら 15 キロメートル以内の各局はいずれも正常に測定しており、15 キロメートル以遠で一時的に欠測した 18 局も、順次復帰しているのであって（甲 A 159 の 2 の 2, 3 頁），山中委員長も、令和 6 年 1 月 10 日の記者会見において、「15 キロ圏内については欠測がなかったということで、万が一志賀の原子力発電所で放射性物質が放出されるような事故が起きた場合には十分モニタリングできるような状態であったというふうな認識ではございます。」（乙 A 218 の 3 頁。甲 A 156 の 5 頁、乙 A 194 の 9 頁も同旨）と述べている。

加えて、原子力規制委員会は、通信回線の多重化や無人航空機によるモニタリングの導入等の緊急時モニタリングの信頼性向上に取り組むとしており（乙 B 191），同年 11 月 24 日の石川県原子力防災訓練においても、無人航空機による放射線モニタリングが実施されている（乙 A 212）。

以上のとおり、緊急時モニタリングについては、令和 6 年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されているところである。

イ ②について

原告らは、通信回線の寸断について主張するが（原告ら第 58 準備書面 39 頁），そもそも、令和 6 年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していない。

また、令和 6 年版情報通信白書によれば、総務省は、同地震を踏まえ、「携帯電話基地局、光ファイバの強靭化」、「衛星通信の利用の拡大」等に取り組むとしている（乙 B 192 の 28, 29 頁）。

この点、石川県が同地震からの復興に関する事項について取りまとめた、石川県創造的復興プランにおいても、衛星系通信の活用など通信事業者や国と連携した情報通信基盤の強靭化に取り組むとされている（乙B193の別冊31頁）。

以上のとおり、災害時の通信回線の確保については、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されているところである。

5 「第2章第4及び第5」について（道路の被害等）

(1) 原告らの主張

原告らは、令和6年能登半島地震では、道路の損壊・寸断等により避難が困難な状況であったとして、周辺住民が事故発生時に避難できないような場所に原子力発電所が存在してはならないと主張する（原告ら第58準備書面40ないし51頁）。

(2) 被告の反論

そもそも、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していない。

また、内閣府によれば、「PAZ内の住民が南部に向かうための基本的な避難ルートは、迂回路の併用などにより物理的には通行可能であったと考えられる。また、UPZについても（2）イ（ア）～（エ）（被告注：それぞれ、能登島、穴水町中居以東、国道249号及び輪島富来線を指す。）の区間を除き、同様に発災時に通行可能であったと考えられる」とされており、今後、志賀地域原子力防災協議会作業部会において、「各地区の今回の地震における被災状況（基本的な避難ルート、生活道路等）を踏まえた避難ルート（海路、空路を含む）、避難手段及び交通誘導体制」について検討するとされている（乙A208の6、7頁）。

この点、石川県創造的復興プランにおいても、金沢と奥能登を結ぶ主要幹線道路を中心とする防災道路ネットワークを検討するとともに、国や他県と連携した北陸圏域道路啓開計画の策定を行うとされており（乙B193の別冊16、105頁），同計画は令和6年12月25日に策定されている（乙B194）。

以上のとおり、避難ルート等の確保については、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえ、関係諸機関において更なる見直し（継続的改善）が予定されているところである。

6 小括

以上のとおり、そもそも令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していないことから、原告ら第58準備書面における主張は前提を欠いている上、防災基本計画や原災指針における「減災」及び継続的改善の考え方を正しく理解しておらず、いずれも理由がない。

第4 結語

以上に述べたとおり、被告は関係法令の改正等も踏まえ、国や石川県等の地方公共団体と連携、協力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、今後も、令和6年能登半島地震の知見をも踏まえつつ対応することとしている。

そして、本件原子力発電所から放射性物質が大量に放出されるような重大事故が発生し、放出された放射性物質により原告らの人格権が侵害される具体的危険性が立証されていない以上、避難計画に係る原告らの主張は、本件原子力発電所の差止めの理由とはなりえない。

以上